

## ⑤ 当社の介護支援制度



ここではまず、仕事と介護の両立には欠かせない介護休業法に基づいた当社の介護支援制度のラインナップと柱となる制度の内容を知っておきましょう。

次に、業界最大の福利厚生サービスを提供しているベネフィット・ワンの豊富な介護応援メニューを紹介します。

## Contents

- 1. 当社の介護支援制度の概要
- 2. 介護休業とその活用方法
- 3. 介護休暇とその活用方法
- 4. それぞれの制度の申請や取得に必要な書類
- 5. 介護を応援する福利厚生サービス／ベネフィット・ステーション

## 当社の介護支援制度ラインナップ<sup>o</sup> ～法律で定められている制度～



ここでは、当社の就業規則のうち「介護休業規程」に定められている主な内容をお伝えします。介護が現実化したときのため、一度は確認しておきましょう。  
各制度の規程の詳細は就業規則で確認しましょう。

### 就業規則の「介護休業規程」は下記参照

【ユニー、UDR】 PPIHポータルサイト> マニュアル・届出用紙> 10規則規程（規程集）> 1050就業規則（付諸関係規程）> 27介護休業規程/35選任社員・メイトA・介護休業規程

☞ 申請書及び申請に必要なチェックリストについては、34ページへ

【UCS】 inet共有> 規程細則> 人事関連規程> 介護休業規程

	制度説明	当社の制度	申請日
介護休業	要介護状態にある対象家族を介護するために仕事を休める制度	●対象家族1人につき、通算365日まで複数回取得できる	介護休業開始予定日の2週間前まで
介護休暇	家族の介護、その他の世話をするために仕事を休める制度	●対象家族が1人のときは 5日/年間、2人以上の場合は 10日/年間 ●1時間単位で取得できる	事前に申し出
時間外労働の制限	介護終了までの時間について残業の免除を請求できる制度	●1回の申し出につき、1ヶ月以上1年以内の期間で利用可能 ●回数に制限はありません	開始予定日の1か月前まで
深夜業の制限	介護終了までの期間について深夜*の就業時間を制限する制度 *午後10時～午前5時迄	●1回の申し出につき、1ヶ月以上6ヶ月以内の期間で利用可能 ●回数に制限はありません	開始予定日の1ヶ月前まで
介護時短勤務	働きながら介護ができるようにするために、時間を短縮して就労できる制度	●対象家族1人につき通算1年まで ●社員・嘱託社員は、1日の所定労働時間を最長2時間30分短縮可能 [選任社員・メイトA（UCS：契約契約社員・週25時間以上パートタイマー）は最長2時間短縮可能] ※介護時短勤務は介護休業期間と合わせて通算365日を限度とします	開始予定日の2週間前まで
始業・就業時間の繰り上げ又は繰り下げ	介護終了までの期間について始業・就業時間を繰り下げ・繰り上げすることができる制度	●始業時間を繰り上げ・繰り下げすることが可能	事前に申し出

「自分が介護を行う期間」ではなく、「仕事と介護を両立するための体制を整えるための期間」として仕事を休める制度。

対象者	<p>要介護状態（負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を有する者で、介護休業の取得を希望し、以下に該当する方</p> <p>(1) 入社1年以上であること (2) 申し出の日から93日以内に退職することが明らかでないこと。</p>
期間	<p>介護対象家族1人につき、365日以内とします。 ただし、同一家族について介護短時間勤務の適用を受けた場合は、その適用を受けた日についても通算期間に算入します。</p>
申請方法	<p>介護休業を開始しようとする2週間前までに期間を定め所定の様式（「介護休業・介護短時間勤務申請書」「介護関連の申請に関するチェックリスト」）を提出します。 会社から各種証明書等の提出を求められる場合があります。</p>
賃金等	<p>介護休業期間中は賃金等は支給されません。ボーナスについては休職者の扱いとします。 雇用保険被保険者の方で一定の条件を満たした方に、雇用保険より通算93日以内の介護休業給付金が支給されます。 (休業前賃金標準日額の67%相当)</p> <p>介護休業期間は勤続年数及び在級年数に算入しないものとします。 年次有給休暇の取り扱いについては出勤したものとみなします。</p>

介護休業は「自分が介護を行うための期間」と誤解されている方も多いますが、両立のための体制を整える期間としても位置づけられています。介護のプロの力を借りて、介護サービスを利用することで両立を目指しましょう。

父が脳梗塞で入院した。  
このまま退院すると母の負担が重い。



一人暮らしの母の認知症が進み、ぼや騒ぎに。  
どうしよう！



実家の親が施設入所を希望  
どんなところが良いか検討を！

## 家族の介護、その他の世話をする必要のある日について 仕事を休める制度

対象者	<p>要介護状態にある対象家族の介護、及び対象家族の通院の付き添い、対象家族が介護サービスを受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族に必要な世話を する者で、介護休暇の取得を希望し、以下に該当する方</p> <p>(1)入社6ヶ月以上であること (2) 休職、休業、特別休暇期間中でないこと</p>
日数	<p>対象家族が一人のときは1年につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として取得できます。 1時間単位で取得することができます。 ※社員・嘱託社員は、本年3月21日から翌年3月20日、メイトは本年3月11日から翌年3月10日までの期間を指します。</p>
申請方法	<p>事前に「看護・介護休暇届」に記載をして、その都度所属長に申し出、承認を得てください。 ただし、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、事後の申し出も認めるものとします。</p>
賃金等	<p>介護休暇を取得して勤務をしない日の賃金は支給されません。 ボーナスについては欠勤扱いとはしません。</p>



これまでは有給休暇を利用するしかないと思っていましたが  
介護休暇が毎年取得できることがわかりました。兄弟で親を  
サポートする役割分担を考え、年間のスケジュールを組めそうです。

介護保険の認定調査に  
立ち会って、もの忘れの  
状況を伝えたい



ケアマネジャーと今後の方針を  
打ち合わせたい

主治医に診てもらうときに  
同行して様子を伝えたい



● **ユニー・UDR**：介護支援制度それぞれの申請書・取得届や補助資料は下記参照

PPIHポータルサイト> マニュアル・届出用紙> 01. 業務マニュアル・届出用紙（新）  
> 3060【人事・労務】介護

● **UCS**：人事担当者に電話でご請求ください

● **介護休業・介護短時間勤務**

- ・申請書▶介護休業・介護短時間勤務申請書
- ・補助書類①「申請者自己チェック表(No. 2)」で請求要件と注意事項を確認します。
- ・補助書類②専用の「介護関連の申請に関するチェックリスト(No. 3)」を記入し申請書とあわせて部・店長経由で人事担当者に提出してください。

● **介護休暇**

- ・申請書▶「（看護・介護）休暇届」 ※提出先は所属長。
- ・補助資料①「（看護・介護）休暇管理表」（社員・嘱託社員用／選任社員メイト用）。  
取得があった月度の20日勤怠締め後、月末までに人事担当者に提出してください。

● **育児・介護に伴う時間外制限枠緩和措置・深夜業制限措置**

- ・申請書▶育児・介護に伴う時間外制限枠緩和措置・深夜業制限措置申請書(No. 1)
- ・補助書類①②専用の「介護関連の申請に関するチェックリスト(No. 2)(No. 3)の2通を記入し申請書とあわせて部・店長経由で人事担当者に提出してください。

● **介護による始業・就業時刻変更**

- ・申請書▶「介護による始業・就業時刻変更申請書」
- ・補助書類①「専用の「介護関連の申請に関するチェックリスト(No.2)」を記入し申請書とあわせて所属長経由で人事担当者に提出してください。

あなたの周りにも必ずいる、様々な協力者  
どうか一人で抱えないで相談して！

同僚・介護経験者・ケアマネジャー・上司・人事担当者  
★ 専門家の外部相談サービス はベネフィット・ステーションへ

## 知っておきたいユーアイクラブの福利厚生サービス



### 【ベネフィット・ステーション】

ユーアイクラブでは会員への福利厚生の一環で「ベネフィット・ステーション」と契約しています。その中の「介護」メニューはご存知ですか。会員本人と配偶者だけでなく、**2親等以内の親族**がサービスの特典を利用できます。

## 初めての介護・・・どのようにすすめればいいのかしら？

無料

要介護・要支援診断システム あわ～ず福利厚生課

### 介護リスク診断

会員専用サイトにログイン。診断専用のID・パスワードを入力して、質問に回答してください。その場ですぐに診断の結果が確認できます。

要支援・要介護の可能性がある場合のアフターフォローも充実！

### ケアマネージャー紹介

お住まいのエリアやご希望の条件に沿ったケアマネージャーをご紹介します。面談の上で、ケアマネージャーを決定します。

### 申請事務代行

必要事項のヒアリング、書類準備、書類作成等の事務作業を代行します。

### 設定

### ケアプラン作成

### サービス利用開始

### 該当の可能性なし

自分だけするのは大変な手続きを



【あわ～ず】がサポートします！



まかせなさい！

- 市町村ごとに実施されている転倒防止教育などの情報を提供。
- 社会保険労務士法人なので、年金や社会保険などのアドバイスも。

一人で悩まないで・・・  
介護のお悩みは、専門家に相談して早期に解決！

無料

## ベネフィット・ステーション 介護相談デスク

介護制度に関する情報提供、メンタルサポートを行う相談デスクです。  
介護に関する様々な疑問・不安・悩みの相談、家庭介護のアドバイス、介護・医療・リハビリ施設等の情報提供などを行っています。



まずはお気軽に  
ご相談ください

☎ 0120-101-556

<受付時間> 平日 10:00~21:00  
除外日 土・日・祝・年末年始

30分  
まで  
無料

## 介護専門家個別相談デスク

「介護は個人的なことだから・・・」「家族のことは家族でなんとかしなくては・・・」と思いがちですが、介護のお悩みを打ち明けてみませんか？  
ケアマネージャーがあなたと一緒に考えるお手伝いをさせていただきます。



- <申込方法> ベネフィット・ステーションの会員専用サイトよりお申し込みください。
- <相談時間> 予約制個別電話相談が1回につき30分まで**無料**。  
それ以上の場合は改めて予約をお取りください。
- <電話相談対応時間> 平日 11:00~18:00 土曜日 9:00~17:00  
除外日 日・祝・年末年始

30分  
まで  
無料

## 介護のお金と法律相談室

介護まわりに強い弁護士に電話相談できます。  
認知症の親をめぐる親族、財産、介護施設でのトラブルなど、まずは相談してみましよう。



- <申込方法> ベネフィット・ステーションの会員専用サイトよりお申し込みください。
- <相談時間> 弁護士の電話相談が1回につき30分まで**無料**。  
年度内2回まで利用できます。
- <電話相談対応時間> 平日 9:00~18:00  
除外日 土・日・祝日

## ベネフィット・ステーション 介護補助金制度

要介護・要支援と認定された場合に利用できる補助金サービスです。  
公的介護保険の支給限度額を超えた分や、対象サービスで介護用品を購入したときに  
利用できます。

月1回、①または②のいずれかを申請できます。

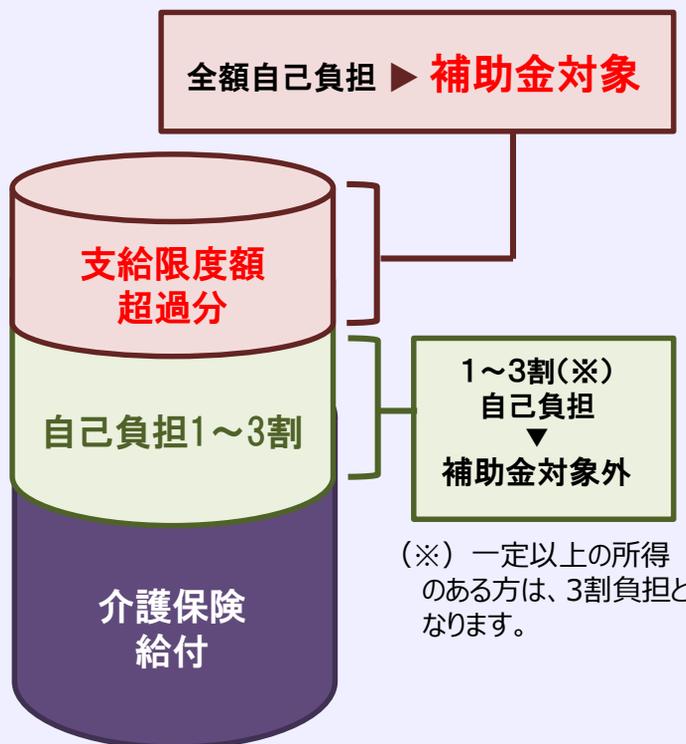
## ① 居宅介護サービス利用の場合

介護保険支給限度額を超えた分に対し、**最大50,000円/月補助**(※)

(※) 但し、ベネフィット・ステーションと提携している事業所に限ります。

## 介護補助金

要支援・要介護度	上限金額/月
要支援1	
要支援2	<b>25,000円/月</b>
要介護1	
要介護2	
要介護3	<b>30,000円/月</b>
要介護4	
要介護5	<b>50,000円/月</b>



## ② 介護用品購入の場合

**10,000円分/月補助**

補助対象サービス、補助対象品目(おむつ等)は、「ご利用ガイド」またはベネフィット・ステーションのホームページでご確認ください。

## ベネフィット・ステーションの利用方法

URL: <https://bs.benefit-one.inc/>\* サービスを利用するには、「ベネアカウント」の登録が必要です。  
詳しくはユーアイクラブのホームページでご確認ください。

ライフサービス

暮らし・遊ぶ

食べる

すべてのジャンル

さらに絞り込む

さらに絞り込む

施設名、メニューNo.、都道府県など

検索

地図・エリアから検索 >

「ライフサービス」の「暮らし・遊ぶ」を選択します。

メニューNo.がわかる場合は、ここに入力します。

ライフサービス

暮らし・遊ぶ

食べる

すべてのジャンル

さらに絞り込む

さらに絞り込む

検索

地図・エリアから検索 >

ベネフィット・ステーション  
よくあるご質問はこちら >

ここです!

- レジャー
- エンタメ
- スポーツ
- 日帰り湯
- リラク・ビューティー
- スキルアップ
- 暮らし
- 育児
- 介護
- 健康
- 出会い・結婚
- グルメ
- ショッピング
- オリジナル企画
- ポイント交換
- 法人向けサービス
- 各種手続き・サポート

「すべてのジャンル」を選択するとカテゴリーメニューが表示されるので、「介護」を選択します。



ライフサービス

暮らし・遊ぶ

食べる

介護

さらに絞り込む

さらに絞り込む

施設名、メニューNo.、都道府県など

検索

地図・エリアから検索 >

さらに絞り込む

- さらに絞り込む
- 介護
- 介護補助金制度

さらに絞り込んで検索することもできます。

「介護応援ガイドブック」も合わせてご覧ください。

要介護・要支援認定前から利用できるサービスを取り揃えています。



お問い合わせ先 ▶ ベネフィット・ステーション カスタマーセンター

☎ 0800-9192-919

受付時間 10:00~18:00(年中無休、年末年始休業)